

新冠町津波避難計画 全体計画

平成24年 9月

北海道新冠町

目次

第1章 総則

- 1 目的
- 2 計画の修正
- 3 用語の意義

第2章 避難計画

- 1 津波到達予想時間の設定
- 2 津波避難計画

第3章 職員の初動体制

- 1 基本理念
- 2 職員の初動基軸
- 3 避難支援施設及び支援内容
- 4 臨時本部設置及び2次避難に備えた対応
- 5 警報・注意報の区分と避難区分
- 6 初動の基準等

第4章 自主避難の呼びかけ・避難勧告及び指示の発令

- 1 発令基準
- 2 伝達方法

第5章 津波対策の教育・啓発

第6章 津波避難訓練の実施

- 1 継続的な訓練の実施
- 2 津波避難訓練の内容
- 3 その他の避難訓練

第7章 積雪・寒冷地対策

- 1 冬期道路交通の確保
- 2 避難対策、避難生活環境の確保
- 3 電力の確保
- 4 緊急通信ネットワークの確保
- 5 水門等の作動の確保

第8章 その他の留意点

- 1 観光客、釣客等の避難対策
- 2 災害時要援護者の避難対策
- 3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進
- 4 計画策定経緯等

第1章 総 則

1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、町が指定するものをいう。

(3) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

(4) 避難路、避難経路

避難するための経路で、町や住民等が指定・設定するものをいう。

(5) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に町が指定するものをいう。

(6) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

(7) 緊急避難所

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいいます。

※(4)を総称して「避難経路」、(3)、(5)、(7)を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

1 津波到達予想時間の設定

本町では、道が平成24年に作成した津波浸水予測図の結果を勘案し、津波到達予想時間は以下のとおりとする。

- (1) 想定地震：発生する頻度は極めて低いが大規模な被害をもたらす最大クラスの地震
 (2) 想定する津波の高さ：

| 地名 | 第1波到達時間 | 最大津波高 |
|-------|---------|-------|
| 節婦 | 37分 | 9.5m |
| 新冠川河口 | 34分 | 9.3m |

- (3) 北海道の浸水予測図（5ページ参照）

2 津波避難計画

- (1) 避難対象地域、避難目標地点、避難路・避難経路、避難場所、避難困難地域、緊急避難場所等は次のとおりとする。

| 避難対象地域名 | 避難目標地点 | 避難路・避難経路 | 避難場所 | 避難困難地域 | 緊急避難所 | 備考 (自動車の利用等) |
|---------|-------------------------------|----------|-------------------------------|--------|-----------------|-----------------|
| 本町 | 泊津高台 氷川神社境内 | 別図1参照 | 泊津高台 氷川神社境内 | — | 本町多目的 交流センター | 要援護者及び支援者のみ |
| 中之町 | 泊津高台 氷川神社境内 | 別図2参照 | 泊津高台 氷川神社境内 | — | 本町多目的 交流センター | 要援護者及び支援者のみ |
| 氷川 | 鳴海会長宅前 | 別図3参照 | 泊津高台 氷川神社境内 | — | — | 要援護者及び支援者のみ |
| 中央町 | 泊津高台 | 別図4参照 | 泊津高台 | — | 新冠小体育館 役場庁舎 | 要援護者及び支援者のみ |
| 北星町 | 泊津共同墓地 サラブレッド銀座 | 別図5参照 | 泊津生活館 サラブレッド銀座 | — | 役場庁舎 | 要援護者及び支援者のみ |
| 東町 | 泊津共同墓地 氷川神社境内 | 別図6参照 | 泊津高台 氷川神社境内 | — | 役場庁舎 | 要援護者及び支援者のみ |
| 節婦 | 海瀨宅前 節婦金刀比羅神社 ホロシリ乗馬クラブ | 別図7参照 | 海瀨宅前 節婦金刀比羅神社 ホロシリ乗馬クラブ | — | 節婦避難所 | 要援護者及び支援者のみ |
| 大狩部1 | 御野立所公園前 | 別図8参照 | 御野立所公園前 | — | — | 自動車の利用可 |

(2) 避難可能距離（範囲）の設定

避難可能距離は、次の式を参考に設定した。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - 5\text{分})$$

ア) 歩行速度は、1.0m/秒（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。

イ) 津波到達予想時間は新冠市街地で34分、節婦で37分とする。

避難可能距離

- ・新冠市街地 $1.0\text{m}/\text{秒} \times (34\text{分} - 5\text{分}) = 1.7\text{km}$
- ・節婦 $1.0\text{m}/\text{秒} \times (37\text{分} - 5\text{分}) = 1.9\text{km}$

(3) 緊急避難所の設定

指定避難場所まで、避難が間に合わない人が緊急的に避難する建物として次のとおり指定をする。

| | 施設名称 | 構造 | 建物内高さ | 予想浸水高 |
|---|-------------|------------|-------|-------|
| ① | 役場庁舎 | RC造一部S造4階建 | 16.5m | 2～3m |
| ② | 本町多目的交流センター | RC造一部木造2階建 | 5.0m | 2～3m |
| ③ | 新冠小学校体育館 | RC造一部3階建 | 9.0m | 2～3m |
| ④ | 節婦避難所 | RC造2階建(校舎) | 5.0m | 0m |

緊急避難場所の指定条件

- ・構造が、鉄筋コンクリート（RC）又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）であり、津波予想浸水高以上の高さ（階数）があること。
- ・耐震性を有していること。海岸に直接面していないこと。避難経路に面していること。

(4) 車を利用する際の通行規制（ルール） 避難ルートは14ページ参照

- ①車を使用して良い人（歩行困難者、障がい者、妊婦、避難支援者）
- ②国道235号線は横断するだけとし、通行しないこと。
- ③北星町・東町からは、国道235号線へ出ないこと。
- ⑤山間部への一方通行とし、途中停車せずに来れる限り遠くまで避難する。（目標地点：朝日小学校）
- ⑥道路交通法を順守し、徒歩での避難者には充分注意すること。

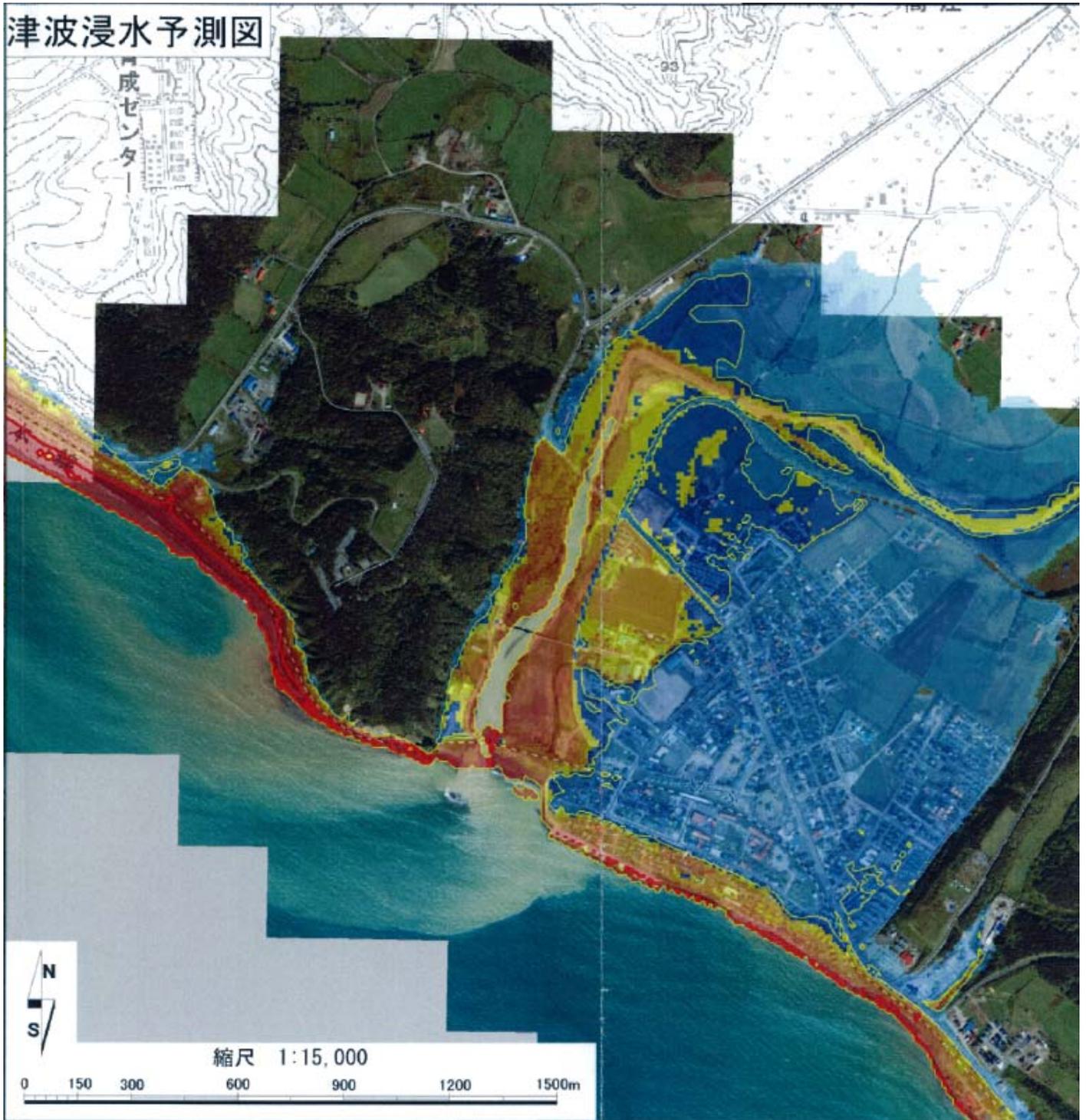
(5) 津波（緊急）避難場所での災害備蓄品

避難場所では、夜間・冬期間を考慮し、救助が来る（二次避難できる）までの最低限の機能を確保することを目標とし、災害備蓄品を段階的に整備する。

| | 避難所名 | 夜間照明 | 暖房設備 | 水・食料 | 情報機器 |
|---|-------------|------|------|------|------------|
| ① | 本町多目的センター | ○ | 有 | 有 | 固定電話・個別受信機 |
| ② | 新冠小学校体育館 | ○ | ○ | 有 | 固定電話・個別受信機 |
| ③ | 役場庁舎 | ○ | 有 | 有 | 衛星携帯・無線機 |
| ④ | 泊津生活館 | ○ | 有 | 有 | 衛星携帯・無線機 |
| ⑤ | 判官館森林公園 | × | 毛布 | 有 | × |
| ⑥ | サブレット銀座駐車公園 | × | × | × | × |
| ⑦ | 節婦避難所 | ○ | 有 | 有 | × |
| ⑧ | ホロシリ乗馬クラブ | ○ | 有 | 有 | 固定電話 |
| ⑨ | 御野立所公園前 | × | × | × | × |

(6) 町と自治会相互の応援に関する協定について

新冠町内において災害が発生し、行政だけでは十分な応急措置を実施できない場合において、被災をしていない自治会からの応援協力体制に関する協定（H24年9月締結）を準用し、避難者の二次避難場所への輸送、炊き出しの実施、自治会員の応援派遣等を円滑に行うこととする。



●津波浸水予測範囲
(最大浸水深) (m)

- | | |
|----------------|--|
| 1.0m未満 | |
| 1.0m以上 2.0m未満 | |
| 2.0m以上 3.0m未満 | |
| 3.0m以上 4.0m未満 | |
| 4.0m以上 5.0m未満 | |
| 5.0m以上 6.0m未満 | |
| 6.0m以上 7.0m未満 | |
| 7.0m以上 8.0m未満 | |
| 8.0m以上 9.0m未満 | |
| 9.0m以上 10.0m未満 | |
| 10m以上 | |

第4章 自主避難の呼びかけ・避難勧告及び指示の発令

1 発令基準

| 種 別 | 基 準 |
|-----------|--|
| 自主避難の呼びかけ | 1 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき |
| 避難勧告 | 1 強い地震（震度4以上）を感じた場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、町長が必要と認めるとき 2 津波注意報が発表され、町長が必要と認めるとき 3 津波警報が発表されたとき（節婦、中央町の一部を除く） |
| 避難指示 | 1 大津波警報が発表されたとき（沿岸部全地区） 2 津波警報が発表されたとき（節婦の一部、中央町の一部） 3 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき |

2 伝達方法

(1) 発令時期、避難情報の発令手順

1の発令基準に該当する事態を認知した場合は、速やかに町長が避難情報を発令し、町長が不在あるいは連絡が取れない場合は、その職務を副町長、総務企画課長の順位で代行する。

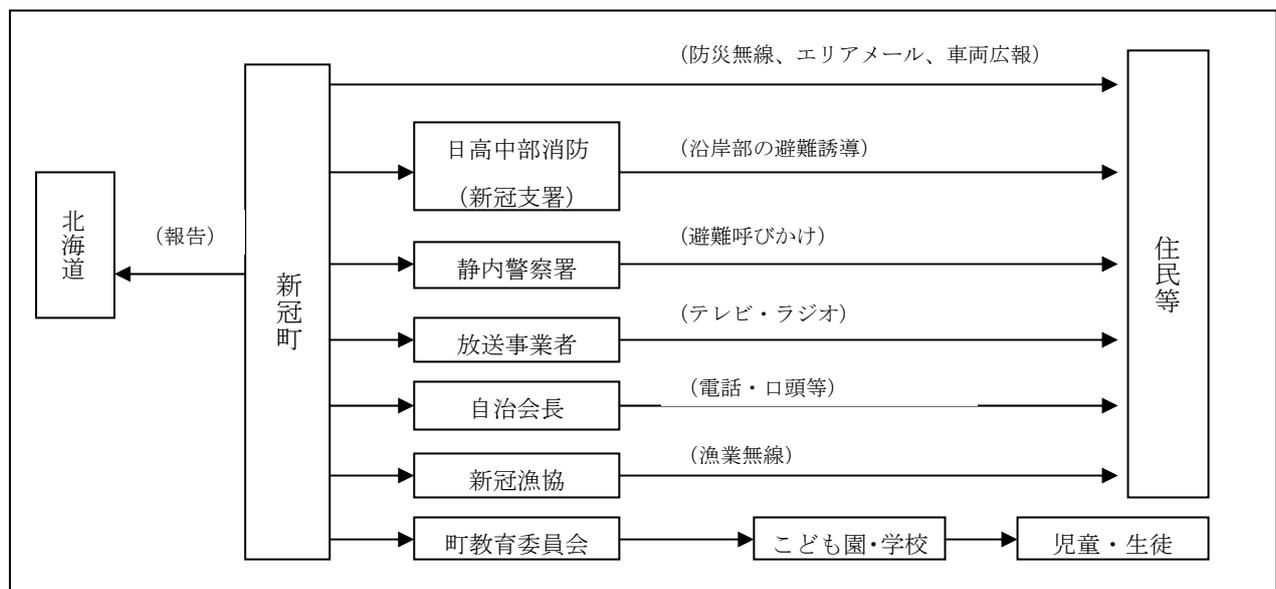
(2) 伝達内容

避難の勧告、指示の内容として、住民等に伝達する事項又は避難上の注意事項はあらかじめ定めておき、伝達は簡潔にわかりやすく行うものとする。

また、災害対策本部が泊津生活館に設置された場合、防災無線による避難広報は本部の指示により日高中部消防新冠支署が行うこととする。

- ①津波情報の内容（津波注意報、津波警報、大津波警報）
- ②避難種別（自主避難、避難勧告、避難指示）
- ③津波到達予想時間

《伝達経路図》



第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災の啓発において最も大切なことは、住民等に対して「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行させることである。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することが大切である。

このため、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を実施する。

(1) 津波に対する心得

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震があっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（高台）に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（高台）へ避難する。

ウ 正しい情報をラジオ・テレビ、広報等を通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報・注意報解除まで気を緩めない。

(2) 啓発の手段

テレビ・ラジオ・新聞などの公共マスメディアや、広報誌・DVD教材・ホームページ等を活用する。

(3) 啓発の内容

津波に対する心得（避難路の確認、非常時における持ち物など）、過去の津波被害記録、津波発生メカニズム、津波ハザードマップ、津波避難計画の内容など。

(4) 啓発の場等

学校、地域団体（町内会、産業団体、青年・女性団体等）や事業所において積極的に津波防災啓発が行われるよう推進する。そのため、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

第6章 津波避難訓練の実施

1 継続的な訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を実施するように努めるものとし、避難に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

また、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

2 津波避難訓練の内容

町は、道、防災関係機関、自治会及び自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。

- (1) 職員参集及び災害対策本部設置運営
- (2) 防災行政無線卓操作起動
- (3) 避難場所と本部との情報伝達
- (4) 災害時要援護者施設の避難応援
- (5) 避難経路、避難時間等の確認

3 その他の避難訓練

認定こども園、小・中学校等の教育施設や老人介護施設等の事業者が自主的に行う防災訓練についても、他の防災関係機関への情報提供などを行い、情報の共有化と連携強化を図っていく。

第7章 積雪・寒冷地対策

1 冬期道路交通の確保

災害発生時には、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。そのため、町は除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた道路交通確保対策を推進する。また、一般国道、道道、町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者と相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

2 避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、大型ジェットヒーターや発電機等の資機材の備蓄に努めるとともに、燃料についても防災協定に基づき優先的に確保する。

3 電力の確保

日頃より電気事業管理者との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

4 緊急通信ネットワークの確保

停電による通信機器の停止や、地震や津波による被災での機器の損傷に備え多様な通信手段を確保しておく必要がある。

5 水門等の作動の確保

積雪や凍結の影響により、水門等の閉鎖に支障をきたす恐れがあるため、冬期間においても確実に作動するように、河川及び水門等の管理人と連携し、通年における作動環境の点検に努める。

第8章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置したりするなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、標識の設置にあたっては国が示した統一標識のデザインを使用するよう留意するものとする。

釣客等の屋外者に対しては、防災行政無線（屋外拡声器）、J-ALERT等により情報伝達するものとし、消防及び警察の協力を得て避難誘導を実施する。

2 災害時要援護者の避難対策

避難対象地域内における在宅の災害時要援護者の現状把握につとめるとともに、地域住民と共同で要援護者の避難に対する援助について定める。

なお、具体的手法については「新冠町災害時要援護者避難支援プラン」に基づくものとする。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められる。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、自主防災組織の結成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

4 計画策定経緯等

本計画の策定に当たっては、地域住民の参画を得ながら地域計画との整合性を取りながら作業を進めた。策定の経緯等を次に示す。

| 開催名 | 開催日時 | 主な内容 |
|--------------|------------|-----------------------|
| 津波避難計画全体説明会 | 平成24年7月4日 | 地域計画策定に関する説明会 |
| 庁内会議（7月） | 平成24年7月11日 | 全体計画策定に対する素案検討 |
| 課長会議 | 平成24年7月20日 | 全体計画内容に関する検討会議 |
| 中央自治会ワークショップ | 平成24年7月20日 | 地域計画策定に関するワークショップ |
| 消防・警察との協議 | 平成24年7月24日 | 避難計画内の避難経路に関する打合せ |
| 総務産業常任委員会 | 平成24年7月30日 | 津波避難計画策定に関する進捗状況の報告 |
| 大狩部1自治会長との協議 | 平成24年8月3日 | 地域計画の内容に関する協議（会長宅） |
| 北星自治会ワークショップ | 平成24年8月6日 | 地域計画策定に関するワークショップ |
| 本町3自治会 合同説明会 | 平成24年8月8日 | 中止（3自治会、個別対応に変更） |
| 氷川自治会長との協議 | 平成24年8月8日 | 地域計画の内容に関する協議 |
| 庁内会議（8月） | 平成24年8月10日 | 全体計画（職員初動体制）に関する協議 |
| 節婦自治会ワークショップ | 平成24年8月28日 | 地域計画策定に関するワークショップ |
| 課長会議 | 平成24年8月30日 | 全体計画内容に関する検討会議（職員初動） |
| 地域計画素案完成 | 平成24年9月4日 | 沿岸部8自治会に素案を配布し最終確認 |
| 地域計画完成配布 | 平成24年9月11日 | 自治会長会議の開催、内容修正後14日に配布 |
| 全体計画完成 | 平成24年9月20日 | |